

# サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

## 別添1

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

### ① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験④(OJT)**については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

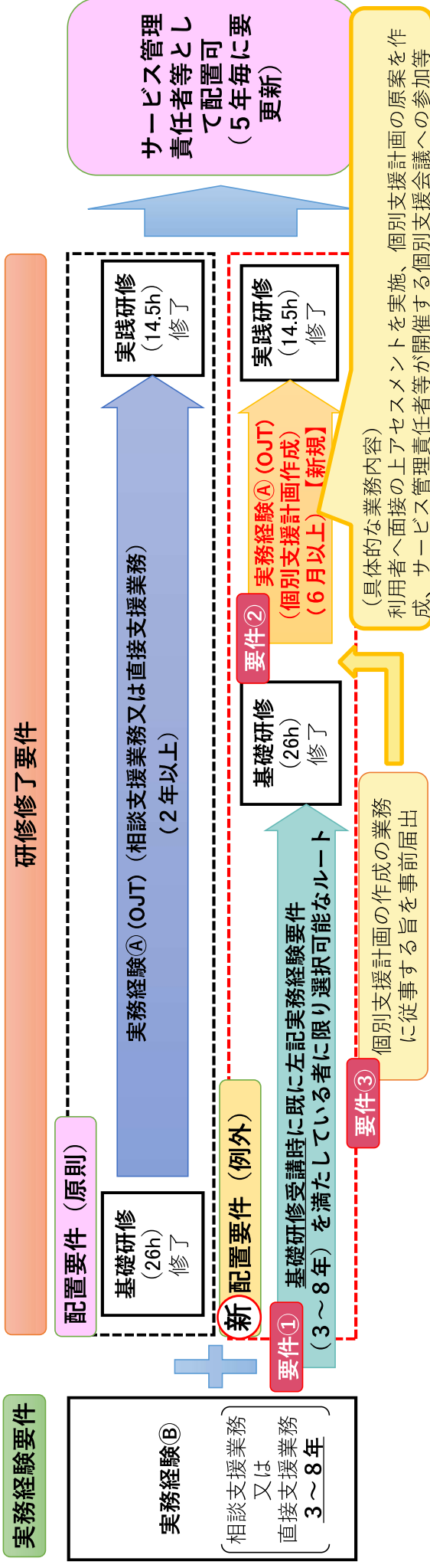
- 基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件④**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

- 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

（施行日前の実務経験④(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）



別添2

相談支援又は直接支援の業務の実務経験が3～8年ある

はい

いいえ

実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可  
(ただしOJT期間は2年以上必要)

上記実務経験が  
**基礎研修受講日時点**で既にある

はい

いいえ

OJT期間は2年以上必要  
(内容は相談支援又は直接支援の業務で可)

基礎研修修了後のOJTについて、  
**個別支援計画作成の一連の業務**で行う

はい

いいえ

OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、  
期間は2年以上必要

個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、  
**指定権者に届出**を行っている (又は予定)

はい

いいえ

業務実施についての届出がない場合、  
OJT期間は2年以上必要

基礎研修修了後のOJTについて、  
**6月以上**で可能！

## ② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間**（**最長**でサービス管理責任者等が欠いた日から**2年間**）サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

  - ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
  - ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
  - ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。



別添4

サービス管理責任者等の欠如について  
**やむを得ない事由**によるものと自治体が認めている

いいえ

欠如がやむを得ない事由によるものでなければ、  
みなし措置の対象外

はい

相談支援又は直接支援の業務の  
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が3～8年ない場合は  
みなし措置の対象外

はい

サービス管理責任者等の欠如した時点で  
既に**基礎研修を修了済み**である

いいえ

基礎研修が未修了又は修了が欠如後の場合は  
みなし期間は**1年間**

はい

サービス管理責任者等の欠如時以前から  
**当該事業所に配置**されている

いいえ

欠如時後に当該事業所に配置された者の場合は  
みなし期間は**1年間**

はい

**実践研修修了時まで**（**最長**で欠如時以降**2年間**）  
みなし配置可能